

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第 6 号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (広報官) 第19条の 2 略 <u>(首席師範)</u> <u>第19条の 3 教養課に首席師範を置き、警視の階級に</u> <u>ある警察官をもって充てる。</u> <u>2 首席師範は、上司の命を受け、柔道、剣道又は逮</u> <u>捕術の指導に関する事務を総括する。</u> | (広報官) 第19条の 2 略 |
| (鉄道警察隊) 第21条 略 2 略 3 鉄道警察隊は、 <u>第 6 条の 9 第 5 号</u> に掲げる事務を つかさどる。 4 及び 5 略 | (鉄道警察隊) 第21条 略 2 略 3 鉄道警察隊は、 <u>第 6 条の 9 第 6 号</u> に掲げる事務を つかさどる。 4 及び 5 略 |
| (自動車運転免許試験場) 第22条 略 2 免許試験場の位置は、東伯郡 <u>湯梨浜町</u> とする。 3 ~ 5 略 | (自動車運転免許試験場) 第22条 略 2 免許試験場の位置は、東伯郡 <u>北栄町</u> とする。 3 ~ 5 略 |

附 則

この規則は、平成20年 9 月 1 日から施行する。ただし、第22条の改正は同月28日から、第21条の改正は公布の日から施行する。